

諮問第1号

令和5年12月22日付5春都政第691号

春日井市長諮問

春日井市立地適正化計画の変更について

令和6年1月12日提出

春日井市市長 石黒 直樹

令和 5 年 12 月 22 日

春日井市都市計画審議会

会長 磯部友彦 様

春日井市長 石黒直樹



春日井市立地適正化計画の変更について（諮問）

このことについて、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第24項の規定において準用する同条第22項に基づき、春日井市都市計画審議会に諮問します。

諮問事項

春日井市立地適正化計画の変更について

# 春日井市立地適正化計画（変更中間案）に対する

## 市民意見公募の結果について

### 1 募集案内

広報（令和5年11月1日号）及び市ホームページ

### 2 募集期間

令和5年11月17日から12月18日まで

### 3 公表方法

「春日井市立地適正化計画（変更中間案）」を市の各施設（都市政策課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市ホームページに掲載

### 4 募集方法

郵送、ファクス、電子メール、市公式LINEもしくは持参による提出

### 5 募集結果

4名8件

#### 【意見内訳】

意見の分類	件数
全体的な意見	0件
立地適正化計画制度の背景と計画に定める事項（第1章）	0件
立地適正化計画の策定の目的や対象区域等（第2章）	0件
春日井市の現状と課題の整理（第3章）	0件
立地適正化計画の基本方針（第4章）	0件
都市機能誘導区域（第5章）	0件
誘導施設（第6章）	2件
居住誘導区域（第7章）	0件
防災指針（第8章）	5件
実現に向けて（第9章）	1件
合計	8件

【計画の中で位置づけている考え方】

番号	章番号	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	第6章	高齢者福祉（介護福祉）機能と文化機能が誘導済みとなっているが、引き続き誘導するのか。	高蔵寺ニュータウン地区においては、計画で予定していた施設の誘導が完了しましたので、さらに施設を誘導する予定はありませんが、区域の魅力の維持・向上させるために、誘導した施設を維持していく方針です。
2	第6章	都市機能誘導区域外には、今後保育園や福祉施設などの施設は設置されないのか。	まちづくりの方針としては、都市機能誘導区域ごとに都市機能の立地状況及び立地による影響を整理し、区域ごとに必要な都市機能を立地するよう誘導するとしていますが、区域外においてもそれぞれ必要な施設がありますので、それぞれの状況を判断し整備等を行います。
3	第8章	垂直避難が困難となる定義を、2階建てについては「3.0m」、平屋建てについては「0.5m」としているが何か根拠はあるのか。	国土交通省が作成している水害ハザードマップ作成の手引きにおいて、一般的な日本の2階建て家屋の床面高は3.0m以上、1階床面高は建築基準法により0.45m以上とされていることから、2階建てについては「3.0m」、平屋建てについては「0.5m」としております。
4	第8章	想定最大規模の降雨の場合は、発生確率が低いため、ハード対策は行わず、ソフト対策を行うとしているが、初めからハード対策を実施しないとするのではなく、対策が必要な場所を見極めて、実施していく必要があるのではないか。	段階的に整備を行う必要がありますので、計画規模の降雨に対する整備を優先して実施していく方針です。
5	第8章	浸水想定区域の多くに居住誘導区域があるが、居住誘導区域を変更する考えはないのか。	災害リスクが想定される区域は、これまでの計画的な都市基盤の整備により、良好な市街地が形成されており、今後も持続可能なまちづくりを進めていくために維持していく重要なエリアと考えております。そのため、災害リスクが想定される区域については、防災・減災の取り組みを進めることで居住誘導区域として維持していく方針です。

6	第8章	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）での対策として、「居住の抑制等によるリスクの回避」とあるが具体的にどのような取組を行うのか。また、取組が、建築出来ないよう制限をかけることであれば、権利を制限する根拠は何か。	具体的な取組は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び建築基準法に基づいて実施されており、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための行為を許可制とすることや、建築物の構造規制等が設けられています。
7	第9章	コンパクトシティを目指すなら、人口密度が低い地域での建築を規制すべきではないか。	本計画は、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めそれらの区域の魅力を高めることにより、緩やかに居住の誘導を図り、集約型都市構造の構築を目指す計画となりますので、本計画に基づいて規制を実施する予定はありません。